

令和3年6月第2回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 令和3年6月4日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
総務部参事(事) 総務課長		片 岡 和 久
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一

建設部長 市川明男
財政課長 和田暢祥
社会福祉課長 堀越和則

・連絡員

秘書広報課長 田中和彦
農政課長 相川幸法
道路河川課長 中込正美

.....

○教育委員会

・議案説明者

教育長 加曾利佳信
教育次長 関貴美代
教育総務課長 井口安弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 日野原広志
副主幹 須賀澤勲
主査 渋谷佳子
主査 嘉瀬順子
主任主事 今関雅

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

令和3年6月4日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届出が、小向繁展議員よりありました。

次に、山口孝弘議員より、一般質問するにあたり参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。順次質問を許します。

最初に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

おはようございます。誠和会の山口孝弘でございます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症によりましてお亡くなりになりました皆様に哀悼の意を申し上げますとともに、罹患された皆様にお見舞いを申し上げます。収束するきざしがいまだに見えませんが、ここに来てようやく新型コロナウイルスの封じ込めが期待されるワクチン接種が始まりました。接種をしたいという皆様の希望に応えられるよう、市や関係者とともに議会も一丸となって対応してまいりたいというふうに思っておりますので、皆様におかれましてはご理解とご協力、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入ります。

質問事項1、防災力の強化。要旨（1）人口減少社会における持続可能な消防団の在り方について、質問させていただきます。

消防団は、自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、消防、防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は非常に大きいものと言えます。しかしながら、全国的に消防団員数は年々減少しており、八街市も例外ではありません。消防団の活動は極めて重要であり、消防団の減少に歯止めをかけるべく、平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立いたしました。消防団の強化につながる法律として期待をいたしました。法律成立後、約8年がたち、どのような変化があったのか、いまだ見えないように感じるところでございます。

そこで、①消防団の現状の活動状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消防団員は他の本業を持ちながら、自らの地域は自ら守るという消防精神の下、火災への対応、強風警戒、冠水箇所の排水作業など、平常時及び災害等の発生時、また昼夜を問わず活動していただいております。改めまして消防団員の皆様方のご努力に心から敬意と感謝を申

し上げる次第でございます。

なお、令和2年度の活動状況につきましては、火災出動43件で延べ1千599名、警戒14件で延べ236名、訓練4件で延べ298名となっております。

○山口孝弘君

次に、②消防団が抱える課題について、質問させていただきたいと思います。

先ほども申し上げたように、消防団の団員数の減少は深刻な問題でございます。八街市の消防団において、条例定員数は480名であります。その実態は大変厳しい状態であると言わざるを得ません。地震や風水害等による大規模な災害が起きる可能性は年を追うごとに高まっていると言われていた中で、団員の確保は非常に大きな問題として考えていかなければなりません。そこで、消防団員数の確保について、具体的な方策をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

令和3年4月1日現在における消防団員数は、定数480名に対しまして実員355名となっております。

本市では、消防団員の確保を図るため、平成28年10月より、消防団経験者などによる機能別団員制度及び女性消防班制度を導入しました。しかしながら、少子高齢化の進行、会社員などの勤め人の増加により、地域の防災活動の担い手を十分確保することが困難となっている現状であり、多くの分団におきまして、消防団OBの再入団や自治会役員の入団などにより分団運営を維持している状況であることは認識しております。

本市といたしましても、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に掲げる消防団協力事業者表示制度、機能別団員制度、消防団加入促進に係るポスターやチラシの掲出などに取り組んでおります。また、市の独自施策である八街市消防団員中型自動車及び準中型自動車運転免許取得費補助金の制度を創設し、消防団員の減少に歯止めをかける取組を行っているところでございます。

○山口孝弘君

答弁ありがとうございます。

たびたび団員の報酬、出動手当については議会でも議論に上がるところでございますが、これは市条例で定めております。見直しは団員確保の一助になると考えます。総務省からも、交付税措置をされている団員報酬を、団員3万6千500円、出動手当8千円に見直しを行うよう、通達も来ているところでございますが、できるだけ早い段階での見直しが必要と考えますが、いかがか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

報酬等につきましては、令和3年4月13日付で消防庁の方から通知が出されております、非常勤消防団員の報酬等の基準という形で通知が出されております。この通知に従うというか、これを基準としまして、早い段階で報酬等の改正というのは検討していかなくちゃいけないというふうに考えておりますので、金額を上げたから、即、皆様にご協力いただけるかと

いうところは別にしましても、やはりベースとなりますので、その辺は早い段階で検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひともよろしくお願いいいたします。何といても消防団と申しますのは共助の要であるというふうには私は考えております。団員確保のために、企業にもご協力をいただき、団員確保につなげていただくと同時に、市役所職員の消防団への入団の促進をぜひとも図っていただきたいというふうに考えますが、その点について、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

消防団への加入ということですが、これは最終的なことにはなるかと思うんですけど、例えば家庭内の事情ですとか仕事、あるいは職場との兼ね合いなど、いろいろ個人の判断に委ねられるところが多いと理解しております。しかし、そういうことではあるにしても、市職員の加入につきましても積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひとも働きかけをよろしくお願いいいたします。

次の質問に入りますが、団編成につきましても課題が出てきております。

今の現状は、消防団員が減少し、市外に勤めている団員も増え、必要なときに出勤できない消防団もあると聞いております。また、消防団は若者が入るという常識がなくなりまして、消防団維持のために地区の役員が再入団され、運営されている団や、新入団員が入らないために、現役の団員が10年も20年も団に居続けなければ運営できないなど、課題は山積みでございます。

これからも様々な災害が想定され、消防団に求められていることが多くなってきている中、将来を見据えた団編成について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年10月に機能別消防団員制度を導入したところでございますが、依然として団員の確保が困難な状況であることから、各分団の機能別消防団員数につきまして、地域の実情により増員を可能にするなど、持続可能な団編成に向けまして、消防団規則の改正につきましても検討してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

まずは今の消防団をぜひとも維持していただきたいということが大事だというふうに私は感じております。そして、衰退させないことが大事だと思っております。規約の改正について、答弁がございましたが、今後、総務省の通達にもあります大規模災害団員の創設であったりとか、団員の負担軽減を含めた対応等、時代に合った対応を模索していただきますようお願いいたします。

次の質問に入ります。先日、五区地先におきまして、八街で最大規模の火災が発生いたしました。全焼11棟、部分火災4棟、ボヤ4棟、車輛18台を巻き込む大きな災害となりました。

た。負傷者も出ており、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。しかしながら、あれだけの強風の中、必死に消火活動をし、一人も死者を出さなかったことに、消防署員の皆様、消防団員の皆様、地域の皆様に心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

消火活動を通じて感じたことは、水利の重要性と、臨機応変に対応できる技術の重要性であります。それを補うためには、消防機能の充実を図らなければなりません。また、記憶に新しい台風18号、19号、豪雨災害の際には、発電機の使用方法、チェーンソーの技術の習得など、課題が多く見つかったわけであり、いかなる災害にも対応できる備品の整備も必要になります。

そこで、消防機能の充実について、考えをお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消防水利の重要性につきましては認識しており、毎年1基、10立方メートルの防火水槽を40立方メートルの耐震性貯水槽に転換しております。また、災害時において対応できるよう配備したチェーンソーの取扱技術の向上を目的とした講習会のほか、臨機応変に対応できる消防技術の向上を図るための実技訓練についても計画してまいりたいと考えております。

その他の消防団の機能充実といたしまして、災害等の対応に必要な活動服、耐切創性手袋、半長靴、防火服、雨具などを支給しているところではございますが、今後も各分団のご意見を伺いながら、必要とする物品などにつきまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

ぜひともよろしくお願ひいたします。火災現場では水を無駄にしないために、65ミリホースだけではなく、40ミリホースの重要性と、ガンタイプノズルの配備の必要性も感じております。また、先日の火災では二次出動の連絡方法も課題となったところでございます。課題は多いわけではございますが、一つ一つ課題を解決し、機能充実を図っていただきますように、お願ひいたします。

次に、要旨（2）災害対策法の一部改正について、質問させていただきます。

議長の許可をいただきまして、参考資料を配付させていただきました。

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、市町村が発令する避難情報が大きく変わったわけではございます。市民への周知徹底について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、居住者等が取るべき行動の避難情報等につきまして、警戒レベル4の避難勧告と避難指示を一本化して、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令することとなり、また警戒レベル5の災害発生情報を緊急安全確保に

変更して、災害が発生、切迫し、指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると考えられる場合には直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が見直されました。

市民の皆様への周知におきましては、市ホームページへの掲載、やちまたメール配信サービスによる周知を実施したところでございます。

今後におきましても、広報やちまたへの掲載、チラシを配布するなどをいたしまして、周知徹底してまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

先ほどの市長答弁のとおり、避難情報の勧告を廃止し、指示に一本化されたわけでございます。自治体からも、住民からも、分かりにくいという声が以前からあったこともありまして、今回の改正はとても意味のある改正であると感じております。知らなかったということがないように周知徹底をお願いいたしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、通告に基づいて、順次質問いたします。

まず、第1番目に、新型コロナウイルス感染症対策の強化についてです。

新型コロナウイルス感染症を含め、人間が引き起こした環境破壊が生物の生息を脅かした結果、人間社会に大きな危害をもたらしていると、多くの科学者が通告しています。

本市における新型コロナウイルス感染者数は、6月3日現在で512人、人口に対する感染者率は約7パーセントと、高率です。感染者を早期発見し、隔離、保護を求めて、質問いたします。

(1) 第4波対策。①PCR検査について、伺います。

コロナ封じ込めのため、PCR検査を希望する市民に実施すること。また、高齢者施設、医療機関、障害者施設の職員、利用者に対し定期的な検査を行うこと。さらに、学校や学童保育、幼稚園、保育園等職員にも実施を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針によると、感染の再拡大が見られる地域では、政府と都道府県が密接に連携しながら、重点的、集中的なPCR検査を実施するとあります。また、厚生労働省は、まん延防止等重点区域の障害者施設や高齢者施設等に、1週間から2週間に1回程度の検査を実施することとし、千葉県においては、千葉市や船橋市、市川市、松戸市、柏市、浦安市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、習志野市、八千代市の12市が該当区域となります。

本市といたしましては、本年1月に施行しました八街市新型コロナウイルス感染症に係る検査実施に関する指針に基づきまして、学校や保育園などの対象施設におきまして、感染者の発生状況に応じまして、その都度、対応してまいります。

○京増藤江君

本市においては発生状況に応じて対応していくという、そういう答弁です。これでは、まず発見するということが遅れていくというふうに思います。八街市は感染率が高いわけですから、やはり積極的な検査が必要と思います。

そこでお伺いしますが、八街市において新型コロナウイルス感染者率は高いわけですが、成田市を含む印旛郡市中、何番目となっているのか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

大変申し訳ございませんが、順位付けについてはちょっと今は分かりかねます。

○京増藤江君

各市町村の感染者と人口が分かれば出ると思いますので、ぜひ出していただくようお願いいたします。

八街市は特に高いということについては、どのようにお考えでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

感染率が高い、低いというのは、それぞれの各市町村の状況によっていろいろ事情があると思います。確かに八街市におきましては、人口割合の中では比較的高いところにあるのかもしれない。ただ、こういった中でも、ここ最近におきましては新規感染者というのは非常に落ち着きを見せているという状況でございます。こういった中で、ある程度、市民の皆様方の中でもそういった日頃の感染防止に対する対策というものが徹底されているところの1つではないかというふうに考えております。

○京増藤江君

確かに、今答弁がありましたけれど、最近では感染者数が割と減っている。ちょっと前はクラスターが出て、瞬く間に増えてきたわけなんですけれど、しかし、感染率が高いということには、市民の方はやはり何で八街がこんなに高くなっているんだという、そういう危惧の件は上がっているわけですね。いつ、また感染者が増えていくかということは分からないわけですから、しっかりと八街市の状況、今までの状況、そして今は減っているけれど今後どうなるかという予想を立てて、増やしていかない、市民の健康を守るという点では、やはり厳しく対応を求めておきたいと思います。後で、八街市がどの程度なのかは、ご答弁願います。

次に、②ワクチン接種について、伺います。

ワクチンを受けられる体制づくり、接種の条件づくりが本当に細かく求められます。漏れないようにしていただきたいんですけど、個別対応は高齢者の何割程度になるのでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、ワクチン接種についてということですね。

○京増藤江君

はい、②です。

○議長（鈴木広美君）

それで、さらにそのかみ砕いた質問ということでもいいんですか。ワクチン接種についてということによろしいんですね。

○京増藤江君

今まではPCR検査について、質問しました。今度はワクチン接種について。

○議長（鈴木広美君）

ワクチン接種について、②番ということによろしいですね。

○京増藤江君

そうですよ。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ワクチン接種につきましては、総括リーダー以下16人の職員で組織するコロナワクチン対策チームが業務に当たっております。ワクチン接種は全国一斉の前例のない事業であり、円滑な予約受付や接種実施に向けまして、対策チームを中心に全庁一丸となって対応しているところでございます。

○京増藤江君

全庁一体となって頑張っておられる、これはよく分かります。本当に職員の健康が心配なくらい、私も見ております。

個別対応についてお聞きしたのは、自分がかかっている病院に相談しても、ちょっと受けられないというような相談を私も受けまして、これは聞いたんですけれど、それでは再質問で、ワクチンの接種希望者がスムーズに接種できるようにしなければなりません、75歳の方で予約できていない人が3千人という説明が先日ありました。これに対してどう対応するのか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

予約に関しましては大変市民の皆様の方にはご迷惑をかけておりまして、大変申し訳なく思っております。今日も早朝から多くの高齢者の皆様が、この悪天候の中、並ばれているという状況で、こういった状況については私たちも真摯に受け止めまして、反省して、今後の新しい予約の考え方というものを構築していかなければならないと考えておりますけれども。

今現在、確かに75歳以上の方で、まだ予約を取れていないという方が相当存在するという事は承知しております。今日また予約を受けている中で、今日は先週と比べまして多くの枠数の方を開けております。今日終了した時点で大方、75歳以上の方がどれぐらい1回目の予約ができていないかということについて、すぐに検証に入りまして、そういった方については別の支援というものを早急に構築していきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

今日の結果で、あと何人、予約できていないかが分かるということです。確かに私も現場に行きましたら、75歳以上の方も、順番が取れましたということで、おっしゃっておられました。大分人数が、昨日の説明よりも減るだろうと思うんですが。

あと、予約できなかった方には、きちんと対応してくださるということで、よろしいわけですね。

○市民部長（吉田正明君）

ただいま申しあげましたように、今日の予約が終わった時点でおおむね予約の状況がどれくらいかというのが大分つかめると思います。今までは1週間ごとの予約の幅でしたけれども、今日は予約に2週間の幅を持って受けておりますので、これまでよりは大分多くの枠を今日開放しております。ですので、今日が終わった段階で大分、今の予約の状況というものがもう少しはっきりしてくると思いますので、これを踏まえた上で、当然75歳以上の方についてはかなり不安のある中で待っていただいていると思いますので、そういった方についてはなるべく早めに別の形で支援ができるように考えてまいります。

○京増藤江君

通知されるというような具体的なことを昨日はお聞きしたんですけれど、そういうことでよろしいですか。

○市民部長（吉田正明君）

あまり具体的に内容を申し上げてしまいますと、取れていない方は、当然75歳以上の方だけではなくて、65歳以上の方をとりあえず八街市の場合は先行して予約の対象にしております。そういった中で、やはり75歳以上の方、仮にかかったときに重篤化するおそれがあるというところで、先行して75歳以上の方で未接種の方についてはできるだけの支援をしていこうという考えの中でやっておりますので、その辺、あまりまた具体的な内容を申し上げますと、今度は65歳以上の方からいろいろご意見が出てくることもございますので、今の時点ではちょっと細かい詳細については控えさせていただきたいと考えておりますけれども、何らかの形で75歳以上の方については必ず接種が受けられるように、できるだけの支援はしてまいります。

○京増藤江君

漏れなくやっていたとということで、よろしく願いいたします。ワクチン接種希望ができるようにすることは、本当に今求められています。

前年度に続き、今年度も市民や自治体は新型コロナウイルス感染症の恐怖にさらされ、対策に追われています。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長は、3日の参議院厚生労働委員会で、東京五輪・パラリンピックについて、開催すれば国内の感染、医療の状況に必ず影響を起すと言及しています。また、本来は世界的大流行、パンデミックのところで五輪をやるのは普通ではないと改めて強調しています。専門家の意見及び国民多数の反対意見を尊重して、五輪中止を私は求めたいと思います。

大きな2番目、暮らし支援施策の充実について。(1)生活困窮者への対応。①税等の減免施策充実について、伺います。

コロナ禍の長期化で市民生活が本当に逼迫しております。失業者等に対する市税や国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の減免、滞納者に対する対応について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症が我が国の経済に影響を及ぼし始めた令和2年2月から令和3年3月までの間に納期限を設定している、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料について、生活支援等の観点から一定の条件の下で減免を実施するとともに、倒産や解雇など、事業者の都合により離職された非自発的失業者への国民健康保険税の軽減に取り組んでまいりました。

また、市税条例等の規定に該当する方からの申請に基づきまして、生活保護受給者やそれに準ずる方に対するの市民税、固定資産税及び都市計画税の減免と併せまして、令和3年度の固定資産税及び都市計画税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の状況により、中小企業の事業用家屋と償却資産に対し軽減措置を行っております。

さらに、納税緩和措置につきましては、昨年6月の定例会におきまして、八街市税条例の一部改正を行いまして、令和3年2月1日までに納期限が到来する市税につきまして、徴収猶予の特例を設けまして実施してきております。以降の取扱いにつきましては、総務省通達により依頼のありました、感染症の影響により引き続き納税が困難な者に対しましては、実情を的確に把握した上で、さらなる徴収の猶予または換価の猶予の対象となり得ること等については積極的に説明するなど、丁寧な対応に努めてきております。

この徴収猶予制度の市民の皆様方への通知につきましては、昨年引き続き市ホームページや広報紙、市公式ツイッター、行政情報掲示板、メール配信サービス、公共施設内の掲示のほか、各区への回覧により周知を図っております。

なお、令和3年4月から令和4年3月までの間に納期限を設定している令和3年度分の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料につきましても、令和2年度と同等の基準による減免を継続しまして生活支援につなげたいと考えており、本定例会に当該条例の改正案を上程しております。

また、今後におきましても、地方税法等の規定を踏まえまして、納税者の個別、具体的な実情を把握した上で、減免や猶予制度の適用を含め、また必要があれば福祉担当部署への誘導、連携、可能性があれば就学援助制度担当課への誘導、連携を行うなど、丁寧に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○京増藤江君

2年続きのコロナで、住民の皆さんは本当に大変な思いをされています。そういう中で昨年の国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの減免がされたということで、本当に皆さんが助かっておられます。

そして今年度もまた実施されるわけなんですけれど、去年と同様の条件で実施するという事になれば、例えば前年度に2割とか3割減った方々は、それと比べて今年度で2割の減がなければ利用できないというようなことになると思います。本当にそういうことになれば、収入がいかにか減ったかということで、暮らしが成り立つかどうか、こういうことも大変心配されます。

納税猶予など、市の方が丁寧な対応をされるということで、確かに私も相談場所に行きますと、そういうことが書いてあります。市の方もきちんと対応しようという、そういうふうな状況が見てとれるんですけど、例えば徴収猶予があってももう暮らしが成り立たない、こういう方たちに対しては、本当に生活保護の受給をまずはしていただくということが必要になる方も多いかと思うんですけど、その点についても今までも様々な質問の中で、生活保護につないでいくというような答弁はあったんですけど、実際にどうつながったのかは把握されていない、そういう結果が続きました。今回は本当に今までと違う市民の暮らしの困窮があるわけですから、きちんと生活保護までつなげていく、そういうことをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

今のご質問というか、お話の中でありましたとおり、やはりそういった方、そういったというのは失礼ですけど、困窮された方々については、市長答弁にございましたように、丁寧に説明なり、相談なりを受けて、対応しているところでございます。今回、さらにもう1年とか、もう1年という言葉で終わればいいんですけども、この先まだまだある可能性も秘めていると思うんです。そうすると、これ以上さらに予想がつかない状況というのも当然、国民全体にはありますので、その辺は納税という立場だけではなくて、公共団体の職員という立場の中で真摯に受け止めて対応してまいることは当然だと思っております。

今回の場合は滞納という形ではございませんので、今お話にありましたとおり、生活を守るというようなことから市内の連携を密にしまして、生活保護という状況の中に当てはまるような方であれば、当然そういったことで整理してまいるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

よろしく申し上げます。

それと、前年度の令和2年度、かなり徴収猶予の相談が増えたということなんですが、その前と比べてどれくらい増えたのか、お伺いします。

○総務部長（會嶋禎人君）

徴収猶予の許可件数という形でご報告させていただきます。平成30年度が2件、令和元年度が1件、令和2年度は特例が設けられたということから、許可件数206件という形で、大幅に増えております。特例の件数自体だけでも180件ということで、既存の徴収猶予が26件ですから、当然、令和元年度の1件から26件と、プラスになっているものを除き、特例で180件という形になります。

それから、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期が到来した分ということになりますので、今現在の既存の徴収猶予の対応としております。

○京増藤江君

令和2年度の相談件数が非常に増えたということで、住民の皆さんの暮らしがいかにか大変になっているかということが改めて分かると思います。

次に、②国に対する要望についてです。

減収に対する補填は規模に合ったものにすることや、持続化給付金、これは本当に前年度、助かったという言葉、皆さんから喜びの声が上がっています。再度支給を要望していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月と比較いたしまして50パーセント以上減少した中小企業者等に対しまして、国は昨年、持続化給付金の交付を実施いたしまして、本市でも多くの事業者が申請したものと認識しております。

また、市独自の支援策といたしましても、国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、売上げが前年同月と比較し20パーセント以上減少した中小企業者等に対し、速やかに事業継続を支援するため、現金支給による中小企業元気アップ給付金事業を行ったほか、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対しまして、資金調達の円滑化を図るためのセーフティーネット保証認定業務並びに持続化給付金や雇用調整助成金及び千葉県の中企業再建支援金等、様々な制度の周知を行ってまいりました。

また、年明け早々に発出された緊急事態宣言を受けまして、国の休業、時短営業等の要請に応じた飲食店に支給される千葉県感染拡大防止対策協力金についても、申請書類の配布とともに、手続等につきまして、案内を行っているところでございます。

さらに、今年度はコロナ禍においても安全に経済を動かしていくための施策といたしまして、飲食店をはじめ、市内に店舗等を有する中小企業者等に対し、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた新しい生活様式等の対策を講じる際の必要経費を補助する、八街市中小企業等新しい生活様式応援事業を実施しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、変異株の猛威により先行きに不透明感が漂い、経済状況は依然として厳しい状況にあると認識しております。これまでも、地域経済につきましては千葉県市長会を通しまして、千葉県知事並びに国に対し要望を行ってまいりましたが、今後も継続して、機会を捉えながら、中小企業に対する支援について、強く要望してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

中小企業の皆さん、それから市民の皆さんの暮らしを助けるために、ぜひ国や県にさらなる要望をして、予算を付けていただきたいと思います。

大きな3番目、環境問題保護の対策強化を。（1）プラスチック製品の問題。①製品の健康

への影響について、伺います。

プラスチックは、それなしでは生活できないほど、私たちの身近にあふれております。しかし、プラスチックから染み出す有害物質や、それを使う人間に内分泌かく乱を引き起こしています。内分泌かく乱は、今やもう、もう一つのがんと言ふべき重大な現象となっているそうです。生殖や発達、中枢神経や免疫、代謝などのほかに、様々な臓器や臓器での内分泌かく乱の事例が多く報告されています。また、そのほかに遺伝子や細胞の変異も最近発見されております。

プラスチック製品による健康への悪影響及びその対策について、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

世界の研究機関により、マイクロプラスチックによる野生生物への影響が出始めていることが分かっております。

プラスチックを多く取り込んでいる鳥は、血液検査で中性脂肪が高かったり、カルシウム不足になったりしております。また、プラスチックごみの多い浜のヤドカリで、添加剤が体内に吸収、蓄積していることが確認されました。プラスチック片が細くなるほど、添加剤が染み出しやすくなります。

さらに、私たちにとって、より身近な生物である魚の身からも添加剤が検出されました。まず動物プランクトンがマイクロプラスチックを食べ、魚がその動物プランクトンを食べることによって、魚の身に添加剤が吸収されていきます。

これは野生生物の問題だけでなく、人への問題とも考えられます。人体への危険性は明確に解明されておりませんが、プラスチックの添加剤が免疫系にも悪影響を及ぼすとの見方もございます。

○京増藤江君

今のご答弁にもあったように、本当に何気なく使っているプラスチックですけれど、生物や人間にも様々な影響がある。例えば人間にとっては特に妊婦さんや乳児、子どもたち、本当に弱い立場の人たちに大きな影響があるということで、将来世代のことを考えても、しっかりと私たちはプラスチック問題を考えていかなければならないと思います。

本当に気軽に使っているんですけど、例えば料理器具などにも便利にプラスチック製品を使っています。例えばテフロンはプラスチックなんですけれど、テフロン加工されたフライパンや鍋を使っています。これは、プラスチックの上で直接料理しているようなものです。また、たばこが止められない、そういう方も多いんですけど、たばこのフィルターにもプラスチックが使われている。このように特に生活の中で使用頻度が高く、食品などととも体内に取り込まれるプラスチック製品の健康等への影響について、市民に周知が必要と思うんですけど、どうお考えか、お伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしました、プラスチックごみによる添加物が魚の体内に蓄積されていると言われており、人体の健康について悪影響を及ぼすとの報告がございます。

今後、国や県などから健康等への影響につきまして発表がございましたら、市といたしましても市民へホームページや広報やちまた等で情報の発信をし、注意喚起していきたいと考えております。

○京増藤江君

やはり国の方はなかなか、プラスチックにはこういう影響がありますよというようなことはあまり今までも言っていないで、私も若いときから気にはしていたんですけど、知らない間に使っていたというところでは、市民の健康を考えていくためには、市としてもしっかりと独自の周知をしていく、そういう研究を求めておきたいと思っております。

次に、②プラスチックごみの環境への影響について、伺います。

先ほどから答弁にもありますけれど、プラスチックに添加された有害な添加剤等による汚染、空気中に拡散している微小なプラスチックごみは深刻な環境汚染を招き、それがまた人間の健康に影響を及ぼしています。

プラスチックごみの削減が必要と思っておりますが、本市においては環境への影響をどのように考えているのか、またその対策について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国連によりますと、毎年800万トン以上のプラスチックごみが海洋に流れ込んでおり、その総量は既に1億5千万トンを超えていると言われております。2050年には地球上に生息する魚の重量をプラスチックごみの重量が上回ると予測されており、早急な対策が必要であると認識しております。

プラスチックが粉砕され、5ミリメートル以下、微細になったものがマイクロプラスチックでございます。海や河川を汚染し、生き物への影響も研究から明らかになってきております。最近の研究では、プラスチックは陸上でマイクロ化し、廃棄物処理から漏れてしまった分が雨で洗い流され、道路の排水溝や河川を通じまして海に流れ出ております。世界の海では50兆個以上のプラスチックが漂っています。食物連鎖を通して、汚染は生態系全体に広がります。ただし、海を浮遊しているマイクロプラスチックはごく一部で、その多くは海底にとどまり、海洋汚染の原因となっております。

このような状況を踏まえ、市では製品プラスチック及び包装容器プラスチックを分別収集し、再生利用に供するとともに、まだ使用できるプラスチック製品につきましてはリユース品として、リサイクルショップとの売払い契約により再利用に供することで、プラスチック製品の適正処理に努めております。また、市民に対しても3Rの推進を図ることで、発生抑制にも取り組んでおります。

○京増藤江君

プラスチック製品は、例えばリサイクルしてもリサイクルするたびに品質は落ちていく、最

終的には燃やすしかないような、そういうことになって、地球温暖化、大気汚染、様々な人体への影響があるということで、次世代や地球の生態系保全のためにはプラスチックごみの発生抑制と完璧な回収、これに力を注がなければいけないと思うんですが、生産者責任を明確にした法律を作ることを国に強く要求する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

市長が答弁いたしましたように、製品プラスチック及び容器包装プラスチックを分別収集し、再利用に供するとともに、まだ使用できるプラスチック製品につきましてはリユース品として再利用に供することで、プラスチック製品の適正処理に努め、市民に対しましては3Rの推進をさらに周知することが、発生抑制と回収量の増加につながると考えております。

また、生産者責任を明確にした法律につきましては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案が令和3年3月9日に閣議決定されました。この法律の骨子は、1つとして、プラスチック製造業者の環境配慮設計指針の策定。2つ目として、ワンウェイプラスチック、いわゆる使い捨てプラスチックの提供事業者が取り組むべき判断基準の策定。3つ目といたしまして、家庭から排出される全てのプラスチック資源につきまして、市町村が行う分別収集を促進し、再商品化を可能にする基準の策定。4つ目といたしまして、製造販売事業者等による自主回収の促進。5つ目として、排出事業者の排出抑制、再資源化の促進となっておりますことから、国の動きを注視いたしますとともに、国・県への必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

○京増藤江君

製品を作る側からの自主回収、そしてやっぱり製品を減らしていく、そういうことがすごく大事だと思いますので、本当にプラスチックを減らしていくという点で、ぜひ研究しつつ、国に要求していただきたいと思います。

八街市においては市民の協力を得て、すごく分別がされていると思います。プラスチックごみについても分別しているんですけど、ただ、ほかの自治体に搬出されている。ヨーロッパなどでもやはりプラスチックはなかなかリサイクルが難しく、ほかの国に出しているというような例があるぐらい、プラスチックのリサイクルというのは難しい、生産を減らすしかないというような状況になっています。八街市が出したプラスチックが最終的にどうなっているのかということは分からないわけですから、もしかしたら燃やされているかもしれないし、そういう意味でも、ぜひプラスチックの問題はしっかりと考えていただきたいと思います。

(2) 温室効果ガス排出量の実質ゼロ計画について。①燃やさないごみ行政を。

産業革命前と比べて世界の気温上昇を1.5度未満に抑えるために、省エネと再生可能エネルギーの推進等、各自治体も具体的にこれから取組が求められていくと思います。

燃やさないごみ行政の推進を含め、2030年度までの温室効果ガス削減計画とその施策及び2050年度に実質ゼロにする具体的な計画とその施策についてはどうお考えなのか、伺

います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

はじめに、本市の焼却実績でございますが、市の一般廃棄物処理基本計画の基準年であります平成25年度で約2万159トン、平成30年度が約1万8千461トンとなり、約1千698トンの削減をしております。平成31年度につきましては、大雨等の被害により約1万8千607トン、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による、いわゆるステイホームによる影響で約1万9千238トンと、2年連続の増加となりました。

燃やさないごみ行政には、分別による再資源化及び3Rの推進による発生抑制が有効な手段であると考えております。令和2年度に制定いたしました八街市循環型社会形成推進計画の中で、リサイクル率の目標を定めました。この中で、リサイクル率を平成29年度の21.2パーセントから、令和7年度に25.0パーセントに引上げることを目標としております。また、リユースやリサイクルの促進及びマイバッグ運動などを通して、発生抑制の推進を図ることとしております。

市では、従前より可燃物の削減に向けまして、プラスチック製容器包装や古紙等の分別に加え、家庭用生ごみ処理機器の補助金制度を設けておりますが、リサイクル率の目標及び発生抑制の実現を図るため、平成30年度から、従来は焼却処理しておりました古着などの再資源化を実施し、さらに平成31年度から羽毛布団の再資源化を実施しております。また、家具やおもちゃなどの不用品をリユース品として、市内リサイクルショップと売払い契約を行いまして、再利用の促進も図っております。

なお、本年度より、リサイクルショップ推奨店制度及びリユースショップ推奨店制度を施行し、民間企業との連携も図りながら、さらなるリサイクル率の向上に努めているところでございます。今後も、ごみの徹底した分別を推進し、燃やさないごみ行政の実現に努めてまいります。

また、温室効果ガス排出量の実質ゼロ計画につきましては、国や県などの動向を注視しながら、市で実施可能な施策を講じ、実行に向けての計画を検討し、今後策定を検討する環境基本計画において温室効果ガス排出量ゼロ計画を位置付けし、実行してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ぜひこの計画で、市民の皆さんが、こうやったら温暖化の抑制ができるのかと思えるような、そういう計画にさせていただきたいと思います。

それではお聞きしますが、先日、八街市都市計画マスタープランの素案に関する審議会が開催されました。都市計画マスタープランには、本来ならばやはり温暖化を防止するにはどうするかとか、例えば一つ一つ、農業問題や交通問題に対して施策が必要だと思うんですけど、この視点が素案にはなかったと思います。八街市の都市計画をどうするのかという基本になるマスタープランなわけですから、そういう視点で計画を作っていく必要があると思

ます。

審議会においては、農家の代表者からは農業にしっかり取り組みたいとか、専門家からも温暖化等も踏まえた現状に見合った内容、計画を取り入れる必要があるのではないか、こういう意見がありました。

省エネと再生可能エネルギー推進について、マスタープランの目標計画に入れるように求めますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

温室効果ガス排出量の削減には市、市民、事業者が一体となって取り組む必要があると考えております。今後の策定を考えております、八街市全体における温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けての計画を位置付けまして、八街市都市計画マスタープランを含めまして、今後予定されております市の計画等につきましても、温室効果ガス抑制の重要性を共有し、連携を図りながら、温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けての計画を推進してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

ということは、マスタープランの中に政策をきちんと入れていくという理解でよろしいですか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今作成中ですので、担当課の方とその辺のところも協議させていただきたいと考えております。

○京増藤江君

よろしく願いいたします。

最後に、生活環境の整備について、伺います。

排水路の改修計画を早急にとということで、大関の排水路改修計画について、伺います。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、②番の市民に対する周知というところはよろしいですね。

○京増藤江君

はい。いいです。

○議長（鈴木広美君）

それでは、4番の生活環境の整備ということで、排水路の改修計画というところでよろしいですか。

○京増藤江君

はい。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

経年による老朽化や令和元年の台風15号等による影響に伴いまして、大関地区の排水路が一部破損していることは認識しております。この排水路は各地区からの排水が集まる重要な水路と考えておりますが、現在、上砂地区の排水路工事を継続的に進めているところでありますので、事業終了後に、大関地区の排水路につきましては計画的に改修してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後も被害の軽減につながるような部分的な補修や適切な維持管理は行ってまいりたいと考えております。

○京増藤江君

上砂地区をやってから、やれるところからやっていくという、そういうご答弁で、それは必要なことと思います。

しかし、計画については、上砂地区が終わらなくても計画に上げていくことはできると思うのですが、この点について、いかがでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

本市の財政状況も鑑みますと、一度に大きな事業を幾つもできる形ではございません。財政状況等の推移も注視しながら、計画的な整備という形で考えておりますので、まずは市長の答弁にありましてとおり、上砂地区完了の目安が立った後に、次の新たなものについて計画を立てていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思っております。

○京増藤江君

上砂地区はいつ終わるんですか。

○建設部長（市川明男君）

こちらにつきまして、様々な地権者の方々との協議等もございまして、また、計画的なものについて、まだ全てができ上がっているものではございませんので、一概に、いつを目指すという形では言えませんので、その辺につきましても、適宜こちらの方で進めてまいりたいというふうに考えているところでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○京増藤江君

河川の修理について、都市計画マスタープランの中に、やはりそういうことをやっていく方向だということは一言入れられるんじゃないかと思うんですが、この点についてはいかがですか。

○建設部長（市川明男君）

都市計画マスタープランにつきましては街づくりの大筋を決めるものでございまして、細かな内容まで明記するという形につきましては、個別の案件という形で、その後に、現在考えておりますマスタープランにつきましては、一応20年後の八街市のまちの在り方を目指しているものでございまして、その中で取り込めるものと当然取り込めないものというのがあるものでございまして、その中で今後、調査、研究してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

メインと言ってもいいぐらいの排水路ですからね、やはり大切な思いでやっていただきたい

なということ、私の質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、しばらくお待ちください。

○市民部長（吉田正明君）

先ほど議員の方からご質問のございました、コロナ感染者の八街市、印旛管内での状況のご質問があったかと思えますけれども、大変失礼いたしました。

八街市におきましては、コロナ感染者数で見ますと、印旛管内9市町中、上から5番目という、ちょうど中間ぐらいの位置になりますけれども、単純に感染者数を人口の割合で割り返したときの比率で見ると、9市町のうち上から2番目という高い位置に位置している状況でございます。

○議長（鈴木広美君）

よろしいですね。

○京増藤江君

まだ時間があるから、いいですか。

○議長（鈴木広美君）

簡潔にお願いいたします。

○京増藤江君

本当に感染率が上から2番目ということで、非常に厳しいということで、やはりPCR検査が必要だということが現れていると思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時17分)

○議長（鈴木広美君）

再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は3点にわたって質問いたします。

質問に入る前に、ワクチン接種申請にあたって、申請受付では多くの市民から、申請できない、こういった不安の声や、諦めた、こういった声が多く、私のところにも寄せられております。75歳以上の申請できなかった方について、先ほど別の対応を取るという答弁がございました。ぜひ迅速で、きめ細やかな取組を改めてお願いするところであります。

それでは、私は市民協働の街づくりについて、まずお伺いするところであります。

まず、市民協働の取組についてであります。

平成29年から今年度までの市民協働推進計画は、5つの目標と目標値を掲げ、取組を進めているわけですが、目標1の「まちづくりに参加する市民・団体・事業者を増やす」、また、目標5の「市が実施する事業に協働の手法を数多く取り入れる」、こういった取組が進められているところなんですけど、この到達状況をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

「まちづくりに参加する市民・団体・事業者を増やす」ための取組といたしましては、協働の街づくりに関する理解を深めていただくため、パンフレットを作成いたしまして、区等への回覧や市民講演会などで配付しております。このほか、人材育成等を目的として、地域力向上スクールの実施にも取り組んでおり、参加された方から大変好評をいただいております。また、八街市社会福祉協議会と連携いたしまして、地域活動や活動団体の情報を収集しているところでございます。

「市が実施する事業に協働の手法を数多く取り入れる」ための取組といたしましては、市民の皆様への行政参加を促すため、各種計画等の策定において、パブリックコメントの実施、審議会等の委員を公募しており、そのほかにも市民サポーター制度を創設しております。また、行政を理解していただくため、平成31年4月から、知っ得・納得やちまた出前講座を実施しております。

今後も、私が本部長となり、全ての部課等の長を構成員とする、協働のまちづくり推進本部において、協働の手法について検討しながら、協働の街づくりを推進してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

私は今、具体的に、目標1の「まちづくりに参加する市民・団体・事業者を増やす」、また目標5の「市が実施する事業に協働の手法を数多く取り入れる」、その取組に対しての達成状況をお伺いしたかったわけです。数字ですね。どういう取組をしていますかということは聞いていないわけです。

せんだって、担当課の方で伺いますと、達成状況の中の1つとして自治会の組織加入率、平成33年度には目標値65パーセントだけど現在は43パーセント、だんだんと数値が下がっている、そういった実態状況を伺ったところでございます。

やはり自治体の主権者は市民であります。市民の市政への参加、また意見表明の機会を保障することが本当に今必要ではないかというふうに思います。協働で解決すべき課題や問題に対して、行政が持つ情報を積極的に市民に開示し、共有していくことが必要ではなからうかというふうに思います。

広報やちまた、ホームページ、また市政懇談会の開催や情報公開コーナーなどをさらに充実していく必要があるというふうに思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

協働のまちづくり推進本部におきましても、市民の皆様方と情報共有が非常に必要だという

ことは、議員ご指摘のところでございますけれども、十分に認識しているところでございます。今お話がございましたように、広報やちまた、あるいは市のホームページ、こういったもの、様々な手法を駆使する中で、まだ情報の発信の方で、うまく市民の方にその辺が伝わらないという部分もあろうかと思っておりますので、そういった部分の中で、いかに情報が正しく正確に伝わるかといったところも加味しながら、そういった情報発信に今後取り組んでまいります。

○丸山わき子君

市民協働を進める上で、いま一つ、ぜひともこれは最優先に進めなければならないというのが、市民から信頼される行政でなければならないということだと思います。市民と行政の協働の街づくりが進んでいない、そこにはこうしたところの問題もあるのではないかと私は思っております。市役所の窓口や担当課の対応、政策の決定や事業実施など、常に市民目線での行政運営が求められているというふうに思います。その辺については、どのような市民協働の立場からの取組が進められているのか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

これはちょっと一部、行革とかも関わりますので、私の方から一旦答弁させていただきます。最も身近なサービスであります窓口業務など、そういった各課対応などですと、円滑なコミュニケーション、それから当然ながら丁寧な対応ということで、これが信頼関係を築く1つにはなるということはもちろんございます。そのとき、例えば私であれば、自分が市民であつたらという立場を想像することができればいいなというふうに考えます。施策とか事業とか各課、市全体でやるものについても同じなんですけれども、例えば自分だったら何を求めるか、あるいは行政と市民と一緒に何かできることはないのか、そうではないのか、あと行政だけに義務があるんじゃないか、そういったところを全て市民目線に立ったところで判断を行って、運営していく必要があると思います。そのために、やっぱり協働というチャンネルがあるわけですから、その辺を活用していくのが重要ではないかというふうな認識はしております。

○丸山わき子君

今、総務部長が答弁されたように、自分が市民だったらと、その立場は本当に大切だと思います。自分が市民だったらという市民目線を、全職員にぜひ身に付けていただきたいというふうに思います。

高齢者の方から私のところに、インターネットを使えないのに、インターネットに申請書類があるから、それで申請してくださいと帰されてしまった、もう二度と役所にはいかない、そういった高齢者の声があります。

本当に一人ひとりの市民が窓口に来て、いろんな申請をされるとは思いますが、ぜひともきめ細やかな対策、対応を取っていただきたい。そのことが信頼関係につながり、市民協働へと発展していくものだというふうに感じております。ぜひそういう点での対応をお願いしたいというふうに思います。

それから、パブコメについてであります。これも市民協働を進めていく上では大きな取組ではなかろうかというふうに思います。

まず1点目に、目的と評価についてであります。市民の皆さんから広く意見を聞くためにパブリックコメントを実施しているわけですが、平成29年度から令和3年度まで、29件のパブコメでは51パーセントは意見応募なし、応募参加者は37人。これで目的が達成されているのかどうか。また、どのように評価しているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市民の行政参加の手法の1つとして、市の各種計画や条例等を策定するにあたりまして、広く市民の皆様からの意見を伺うことを目的に、パブリックコメントを実施しております。平成29年7月に八街市市民意見公募手続の実施に関する規則を施行し、意見を公募する際の手続についてルール化したことにより、計画や条例等を定める際に、市民の皆様意見を反映させる機会を担保することができたものと考えております。

○丸山わき子君

担保できたと、今、市長答弁されているんですけども、公募の状況は、51パーセントは応募なしという状況なんですね。半数以上です。これでは、行政と市民との協働の構築、市民の政策に対する意見提出の機会として制度化しているわけなんですけれども、形式的な実施となって、形骸化していないだろうかというふうに私は感じるんですね。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

現時点におきまして、庁内においてパブリックコメントにつきましては、制度としては各課において定着してきているのではないかと考えております。ただ、今、議員ご指摘のとおり、パブリックコメントにつきましては、そういった意見がないという案件がかなりを占めているといった中で、そこのご批判は真摯に受け止める必要があるかと思えます。いかにしたら市民の声を吸い上げられるのかというパブリックコメントの在り方につきまして、考え直していく必要があると思っておりますので、今後は制度として形骸化しないように、こういった取組ができるのか、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今改善が必要だということが担当課の方から出されましたので、そういう意味では本当にどれだけ多くの市民に参加してもらうのか、そこら辺をぜひとも検討いただきたい。そのためにはやっぱりパブコメをもっと分かりやすく、内容を、計画を分かりやすく、市民の意見を聞きたいポイントはここなんだといった、明確化したものを市民に提示していくことが必要ではないか。

今、市民に対して広報で、パブリックコメントをやっていますと。そこで終わってしまっているんですが、せっかく広報が多くの市民にわたっているわけですから、まあ3分の1程度なんですけど、わたっているわけなんですから、ここにきちんとパブリックコメントの内容、

計画の内容、概要版を載せて、市民に知っていただき、市民の声を集める、そういった取組みもぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、③八街市地域公共交通計画案に対するパブコメについてなんですけれども、今回、市の地域公共交通計画案でパブコメを実施したわけなんです、それがどのように活かされていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の公共交通のマスタープランとなる八街市地域公共交通計画の策定にあたりまして、本年3月9日から4月8日まで、パブリックコメント手続を実施したところでございます。このたびのパブリックコメントでは、多くの皆様方からご意見をいただくため、市内の郵便局のご協力をいただきまして、市内6か所の郵便局にもパブリックコメント手続の書類等を設置して、163人、計221件のご意見をいただきました。提出いただきました意見等の内訳といたしましては、計画に対する意見が12件、そのほか、市の施策に対する要望が209件となっております。

計画に対する意見の12件につきましては、計画案に考えがおおむね含まれていたもの、一部含まれていたものなど、計画に既に反映されているものもございしますが、これらのパブリックコメントで頂戴した意見を踏まえ、5月19日に開催されました八街市地域公共交通協議会において、計画案が承認されたところでございます。

今後は計画に基づき、鉄道や民間路線バスなどの公共交通の確保、維持に向けた連絡調整を行うとともに、本年10月からのふれあいバスの見直しにあたりましては、交通事業者や国土交通省、千葉県、警察などの関係者と協議や調整を行うなど、行政、事業者、市民との連携、協働により、持続可能な公共交通ネットワークを構築してまいります。

一方、209件の市の施策に対する要望もございしますので、今後の計画を推進する中で、ふれあいバスの改善や高齢者外出支援タクシーの見直し、乗り合いタクシーなどの試験的導入の実現可能性等につきまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

私は今回、八街市の地域公共交通計画に対するパブリックコメントに対し、市民の方が大変関心を持って、きちんと要望を上げたい、計画を考えていきたいという、そういう反映であったというふうに思います。本当に各地域から切実な声が上がったのではないかなというふうに思うわけなんですけれども。

地域公共交通計画を平たく言いますと、国からの補助金をもらうための計画になってしまっているのではないかと。市民は、バスもタクシーも公共交通として捉えているわけですね。ですから、そういう意味では本当に市民とともに作り上げていく、こういうことが本当に必要になっているんじゃないかと。まさに市民協働で取り組んでいける内容であるというふうに思うわけです。そういう点では、今後も市民のこういった関心事で地域を盛り上げていく、そしてしっかりと八街で安心して暮らしていける、そういった地域づくりに市民協働で取り組

んでいくということをぜひ進めていっていただきたい。このことを申し上げておきます。

次に、子育て支援の充実についてであります。

国は2014年に子どもの貧困対策法を作り、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないように、子どもたちに対する教育の支援や生活の支援、また就労の支援、経済支援等の施策の推進を県や市町村に求めているところであります。子どもの貧困対策は喫緊の課題、このことを私はこの間も取り上げてきているところであります。

そこで、就学援助制度の拡充について、お伺いするところであります。

この間、給食費の無償化についても取り上げてまいりましたが、段階的な取組の1つとして、通常の就学援助制度の基準額より給食費の認定基準だけを引き上げて、給食費の負担軽減を図ることを求めるわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

まず初めに、八街市の就学援助制度の現状について、説明させていただきます。

就学援助制度は、公立の小・中学校へ就学している児童・生徒を持ち、経済的な理由で学用品費や給食費などの支払いが困難な家庭に対して、その費用の一部を援助する制度です。認定基準については、八街市を含む多くの自治体で、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものを用いております。全国的に見ますと、生活保護基準額の1.2倍を超え、1.3倍以下を基準として運用している市町村の割合が最も多く、40.9パーセントとなっております。

本市では認定基準を1.5倍まで拡充し、運用しているところであり、全国でも上位0.6パーセントに入る高水準の就学援助を行っております。特に、保護者が負担する学校生活に関わる徴収金の中で最も高額な毎月の給食費については、コロナ禍の中で所得が減少する家庭が増加すれば、低所得世帯にとって、より一層大きな負担になることは想像に難くありません。このような中で、必要な支援を受けられず、生活に困窮している家庭に対して、就学援助制度を適切に運用するため、教育センターや各小・中学校のホームページ、学校だより、保護者が多く来校する行事を通して、周知等に努めております。

また、今後、就学援助制度のより柔軟な対応と積極的な運用が求められることも想定されます。教育委員会といたしましては、他市町村の状況も勘案し、情報交換しながら、生活困窮世帯の支援の充実にも今後も努めてまいります。

○丸山わき子君

学校給食費の未納の状況なんですけれども、令和2年度はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

令和2年度の未納状況につきまして、収入未済額につきましては、小学校につきましては407万7千272円、中学校につきましては251万8千22円となっております。

○丸山わき子君

人数は。

○教育次長（関 貴美代君）

未納児童・生徒数につきましては、小学校で304人、中学校で170人となっております。

○丸山わき子君

令和元年度と比べると約100人増えているんですね。やはりコロナ禍で、約100人以上の方が納められないと。

今、教育長の方から、認定基準も高いし、学校から連絡等もしていますよと。広報の中でも、学校給食費の納付をお願いしますという中に、支払いが困難な方は収入状況に応じて援助を受けられる場合がありますので、学校教育課にご連絡くださいと、こういう丁寧な案内もあるのは分かります。しかし、令和元年度と比べて約100人の方々が納められないでいる。だから、認定基準以上の方々が納められないということなんです。

だから、就学援助費、学校給食費だけは、もう少し範囲を広げて、多くの児童・生徒のご家庭の負担を少しでも軽減することが、コロナ禍では特に必要ではないかというふうに思うわけなんです、その辺についてはいかがでしょうか。

○教育次長（関 貴美代君）

お答えいたします。

給食費につきましては学校給食法第11条に基づき、保護者の皆様にご負担いただくということで定められております。徴収された給食費は全額、賄い材料費として食材の購入に充てております。他市町におきまして、給食費無償化等を実施しているところもありますけれども、給食費の無償化につきましては多額の財源が必要となっておりますので、現在のところ、市単費の実施は厳しいと考えます。保護者の負担軽減につきましては、今後、近隣市町の動向を見ながら、いろいろな方策を考えていきたいと思っております。

○丸山わき子君

八街市の子ども・子育て支援事業、この中の子どもの貧困対策の充実はたった1ページ、わずかこれきりなんです、この中には、子育て家庭における貧困問題の対策も求められていますと提起されているんですよ。まさに今、コロナで貧困状況にある家庭に対して、食材はそれぞれに持っていただきますなんて、そんなことを言っている場合ではないんじゃないですか。もっと貧困の状況を把握すべきであるというふうに思います。

先ほど教育長も言われましたけれども、学校給食は家庭にとっては大変大きな負担になっています。そういう点では最優先にこの問題を検討すべきである。このことを私は申し上げますが、その辺について、教育長に答弁いただきたいと思っております。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

先ほども私の方から述べましたように、各家庭で給食費は非常に多額な費用の部分でございます。今後、給食費の負担につきましては、先ほどの説明の就学援助制度の中に組み込まれ

てはおりますが、また新たに何か対策はできないものかということのを改めてちょっと考えてみたいと思いますし、給食費の完全無償化、それについても様々に、私は県の教育連絡協議会の副会長という立場で、直接、県の方に申し出ておりますので、今後も継続して実施してまいりたいと思っております。

○丸山わき子君

先ほども教育次長の方から答弁がございましたけれども、コロナ禍で本当に払えない世帯が100世帯も増えている。これを見過ごしてはいけない。そういう立場から、この時期ですから、ぜひとも対策に実際に取り組んでいただきたい。このことを再度申し上げておきます。

次に、子ども食堂についてであります。

児童館の利用は大変多くて、子どもたちからも大好評であります。平日でも子どもたちの利用が多いということで、本当に児童館の存在は大きいなというのを改めて感じているところでございますけれども、やはり児童館というのは問題を抱えた子どもたちも来ているわけですね。児童館、受入れる側では、そういう子どもたちがどういう状況なのか、見えているはずなんです。

そういった点で、児童館での子ども食堂の実施を求めたい。このように思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年、全国的に地域住民等による民間発の取組といたしまして、無料または安価で栄養のある食事や暖かな団らんを提供する子ども食堂等が広まっており、家庭における共食が難しい子どもたちに対し、共食の機会を提供する取組が増えていることは認識しております。

本市では、社会福祉法人「生活クラブ風の村」及びNPO法人「ハーベストミュージックジャパン」が運営する子ども食堂がございまして、2者とも月1回、食事の提供等をしていただきまして、30人から50人程度の利用者がおりましたが、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時休止しております。なお、「生活クラブ風の村」では、子ども食堂の代替として、月1回、食品の配布等の支援を実施していると報告を受けております。

子ども食堂につきましては、貧困家庭を意識しながら食事を提供するとともに、地域の人々をつなぐ地域交流拠点としての役割も期待されております。本市におきましても4月にオープンしました児童館「ひまわりの家」と、隣接する老人福祉センター「ゆうゆう」が連携して、子どもと高齢者が多世代交流を持ちながら食事に関わるイベントを開催するなど、子どもたちの貧困対策の一助となれないか、研究してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ取組を進めていっていただきたい。できれば、社会福祉協議会ではフードドライブなんかをやっているわけですから、そういった活用もできると思います。児童館は、本当のことを言うと、調理器具がないわけですね、調理する場がないわけですね、炊事場がないですから。しかし、隣の「ゆうゆう」にはそういう調理場がありますので、老人福祉センター、児

童館がお互いに連携し合える、そういった取組が本当にできていくのではないかなというふうに感じますので、ぜひそういった計画も取り込んでいただいて、実施に向けて進めていただきたい、このように思います。

次に、公園管理でございます。

八街中央公園は、児童館と同様に、子どもたちの利用が本当に高まっています。いつ行っても子どもたちの声が聞こえるということで、今後の整備について、その辺についてお伺いしたいと思うんですけれども。まず、八街中央公園は親水公園として造られたわけですね。造った当時は、海がない、川がない八街の子どもたちが水に親しめる場として設計し、造られた公園だったわけですが、10年前から修繕されることなく、その役割は果たされておりません。

今後、親水公園としての活用を求めるわけですが、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街中央公園は昭和56年4月に開設し、噴水がある池や小川が設置されておりますが、平成23年3月11日の東日本大震災後、節電要請により稼働を停止し、その後の Deng 熱対応やジカ熱対応で約10年間停止している状況でございます。

また、噴水等の施設については、ポンプ等の設備の経年劣化等により稼働することができない状況でございますので、業者による原因の調査が必要となり、その結果に基づき判断することとなります。

なお、稼働する場合には、水を循環させていることから、衛生上の問題など、安全対策を十分に検討する必要があると認識しておりますので、引き続き公園の安全確保に努めるとともに、施設の有効活用について、調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

八街中央公園の管理に関しましては、10年前の震災時の前も一時使われていなかったんですね。何とか水を流してほしいんだということで、お母さん方が当時の市長に申入れをし、部分修繕によって水が流れるようになったんですね。ところが、震災によって再び閉鎖されてしまったというようなことです。子どもたちにとって、水というのは大変うれしい遊び相手だというふうに思います。ぜひ今ある施設を亡き者にしないで、せっかく当時、税金を使って、あれだけのものを造り上げたわけですから、当時は本当に画期的な公園だったと思います、親水公園というのは全国でもまれだったというふうに思います。ですから、開設した当時は大変多くの住民の皆さんが親しんでいた公園であるというふうに思うわけなんですけれども、これを亡き者にしないで、ぜひとも検討を進めていただきたい。また、国等の補助金を活用して、復活していただくことを改めて申し上げておきます。

それから、水飲み場、砂場の管理についてであります。

私もせんだって子どもたちが遊んでいる様子を何度か見に行ったわけなんですけれども、水飲み

場は排水が悪く、足元にたまっていたり、あるいは砂場は草が生えて、砂が固まっていたり、遊び場としては環境整備が即必要であるというふうに思っておりますが、その改善をどのようにされるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の八街中央公園の砂場につきましては、小さな子どもたちが楽しく遊べるように砂の補充等を行っておりますが、子どもたちが砂場の外に持ち出してしまい、砂が少なくなってしまう場合がありますので、引き続き巡回等を行い、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、水飲み場の排水弁の詰まりにつきましても、早急に現地確認いたしまして、清掃等を行うなど、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

子どもたちの利用が多いわけですから、子どもたちの立場から、ぜひ楽しい公園にしていきたい。このことを改めてお願いいたします。

それから、コロナ禍で公園の水飲み場の蛇口の管理、これはどのようにされているのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

八街中央公園の水飲み場ですが、2か所ございまして、1か所は使用できるんですが、もう1か所の方は壊れてしまっておりまして、今現在は使われていない状態でございますが、こちらにつきましても、できるだけ早い段階で改修させていただければというふうに考えております。

○丸山わき子君

水飲み場をきちんと確保していくということのようなんですが、またちょっと児童館に戻ってしまいますけれども、児童館の水飲み場が使用できないために、八街中央公園の水飲み場まで子どもたちが走って行って、水を飲むんだそうですね。

児童館の水飲み場の確保なんですけれども、なぜ、せっかく水飲み場を作ったのに使えなくなっているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

議員ご指摘のとおり、児童館における水飲み場につきましては、今、手洗いを除いて、飲む方の部分については中止させていただいております。この理由といたしましては、多数の方が給水装置の水を出すスイッチに触れて、それから蛇口から流れる水を直接、口に含むといったような形になるものですから、いわゆる新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考えまして、一応中止という判断をさせていただきました。子どもたちの水分補給につきましては、今現在は各自、水筒を持ってきていただくようお願いしているところです。仮に水筒を忘れたり、あるいは水筒の水がなくなってしまったお子様につきましては、児童館の職員の方で一度煮沸した水を冷蔵庫で冷やしておいたものを用意しておりますので、それを提

供するといったような形で安全対策に配慮しているところでございます。

今後、さらなる気温の上昇も想定される中で、水分不足から体調を崩すことのないよう、細心の注意を払いながら、児童館を訪れる子どもたちについて、見守ってまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

児童館の職員の皆さんに一生懸命やっただいていただいているというのはよく分かりました。しかし、児童館建設というのは、コロナ禍の中で建設したわけです。にもかかわらず、これを使ってはずいよというものを設置してしまっている。センサー付の水飲み場に改善してもいいんじゃないかと思うんです。そういう点では、再度ご検討いただきたいというふうに思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今の給水装置を変えることになると、当然また予算が絡んでくる話になってまいりますので、今この場で至急にそれを交換しますというお約束もなかなかできないんですけども、そういった中でも今現在、児童館職員の方で、そういった工夫をしながら取り組んでいただいているところでございますので、当面はちょっとご理解いただければというふうに思います。

○丸山わき子君

コロナ禍に最善の注意を払った、こういった施設整備が必要だったのではないかというふうに思うわけですね。そういった点では、総務常任委員会で建設中に視察に行きまして、水飲み場についてはもう少し検討すべきじゃないかという意見を出し、申入れをしたというふうに思うわけなんですけれども、そういった申入れがあったにもかかわらず、後になって、やっぱりスイッチを押さなきゃいけないから水が使えないんだというのでは済まされない。そういう点では、センサー付に切替えていくことをすべきじゃないかなというふうに思うんですね。財政的と言いますけれども、何百万円もかかるわけではない。たった2か所です。そういう意味では、やはり児童館で楽しく遊ぶ子どもたちへの遊びの保障をぜひいただきたいというふうに思いますが、市長、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

児童館につきましては長年、八街市子どもたち、あるいは親御さんたちの願いでありまして、ようやく、ちょっと遅れましたけれども、オープンできましたことで、本当に、ほっとしているところでございます。

今、水飲み場の工事につきまして、ご指摘がありましたことにつきましては、しっかり児童館職員並びに市民部の部長並びに担当課とも協議しながら、できるだけ早めに検討できるように努力してまいりたいと思います。

○丸山わき子君

ぜひよろしく願いいたします。

それから、道路整備と安全対策の推進についてであります。まず、市道の整備備計画につい

てであります、市道大関5号線の整備計画についてであります。

カーブ箇所の拡幅ということでお尋ねするわけですが、ここ数年、県道神門線と酒々井線を結ぶ市道大関5号線の通過車両が大変増えております。ところが、2か所のカーブ地点では幅員が大変狭くなっているために渋滞が発生しており、拡幅による整備を求めるわけですが、このことについて、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道五区1号線につきましては交通量が非常に多く、路面の一部等が損傷していることから、市民の皆様方からも路面改修等の要望をいただいております。本年度から複数年間をかけて、路面等の改修工事を実施する予定でございます。

ご質問のありました、見通しが悪く、交互通行が困難なカーブが当該道路に2か所あることは把握しております。西林付近の箇所につきましては、本年度の路面改修工事に併せて拡幅できるよう、現在、拡幅予定地の地権者の方との協議を進めており、口頭ではありますが、同意をいただいたところでございます。

また、大関付近の箇所につきましても早急に解消できるよう、今準備を進めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

ありがとうございます。

私は先ほど大関5号線と言いましたけれども、大変申し訳ございません。五区5号線の誤りです。失礼いたしました。

今、路面の整備もやるんだということで答弁いただいたわけなんですけれども、ちょうど真ん中辺、団地がある辺りなんです。毎回、大雨のたびに大変な雨が噴き出してしまうわけですね、冠水状態になるんですね。あの辺の改善というのはされるのかどうか、その辺について、部長いかがでしょう。

○建設部長（市川明男君）

当該箇所につきましては、側溝でございますが、現地を確認したところ、大幅な損傷があるということで、改善する必要があるという形でございますので、今回の舗装と併せまして、排水につきましても一部改修工事の方を含めて実施したいと考えているところでございます。

○丸山わき子君

あそこは、どうも側溝の幅が狭過ぎるんじゃないかと。浅いというようなこともある。そこから辺については当然検討されているというふうに思うんですが、どのような計画があるんでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

現在、設計しているところでございますが、道路の幅員を広げることは、一部分しかできませんので、カーブのところしかできませんので、現状の道路幅の中で側溝を入れ替えるという形しか考えられないので、その中でも最善の方法を現在検討しながら設計しているところ

でございます。

○丸山わき子君

ぜひよろしく願いいたします。市道五区5号線につきましては、酒々井線から入っていくときに入り口が大変狭かったわけですが、せんだってそこを少し広げていただきました。このことによって、榎戸方面に向かいながら左に曲がった場合に大変曲がりやすくなったと、市民の皆さんから大変感謝の声が上がっております。道路整備というのは、日々、車社会の中で本当に安全対策がどれだけ求められるかというところがありますが、ぜひそういった点でこれからも道路整備に対して計画的な取組をお願いしていきたいというふうに思います。

最後に、市道102号線、中央グラウンド脇の拡幅についてであります。

この改修計画についてお伺いするわけなんですけれども、新年度予算では、中央グラウンドの土留め改修工事実施設計業務280万5千円が確保されたわけなんですけれども、中央グラウンド脇の市道の拡幅計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市道102号線、中央グラウンド脇の道路改修計画につきましては、道路拡幅工事に向けて、佐倉警察署交通課との協議が昨年度に終了しており、現在は事業化に向けて実施設計を進めるとともに、電柱移設などについて、東京電力やNTTなどと協議しておりますので、今後も引き続き関係機関との協議、調整に努め、早期の事業化に向けて組んでいきたいと考えております。

なお、道路形状につきましては、歩行者の安全確保のための歩道整備やガードレールなどの設置を計画しております。

○丸山わき子君

今、安全対策が施されるんだと、歩道も確保できるんだというような答弁がございましたが、いま少し、どのような状況になるのか。

それから、中央グラウンドの土留め改修工事と併せた工事になっていくかというふうに思いますが、今後いつぐらいまでに完成の予定としているのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

先ほど市長よりご答弁がありましたとおり、事業化に向けた実施設計などに努めているところでございます。現時点では新年度予算等については何ら申し上げることができませんが、できる限り早い段階で協議の方をまとめていきたいというふうに考えています。

また、中央グラウンドの部分でございますが、当然、スポーツ振興課の方との協議を以前より進めておまして、現在の道路ブロックを若干セットバックしていただかないと拡幅ができません。電柱も動かして、電柱も中央グラウンドの中に入れざるを得ませんので、そういう協議の方を進めているところでございます。なお、今現在でございますが、グラウンドのセットバックをしていただける、全部ではないんですけれども、平均2メートルぐらい、最大3.5メートルぐらい、予定しているところでございます。

また、今回、歩道の方につきましては、一応の幅員ですが、全部ではないですけれども、2メートル、2.5メートル、直進の方が約3メートルで若干広げるといふ形、また農協の倉庫前、中央グラウンドの西側に農協の倉庫があるんですけれども、そちらの方も冠水対策という形で側溝を新たに入れるほか、中央グラウンドのところに道路照明も1基設置いたしまして、安全対策につきましても配慮させていただければというようなところでございます。

○丸山わき子君

ありがとうございます。

あの部分についても多くの市民の皆さんから、踏切も反対側にあつて大変危険だ、早く何とかしてほしいんだという声が上がっておりました。具体的な計画がなされているようですので、ぜひ一日も早く工事していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前12時06分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を許します。

○小澤孝延君

やちまた21の小澤孝延です。

先日の5月5日、五区交差点付近において、建物火災が発生しました。建物は全焼11棟を含む19棟、車輛18台、電線及び電話線500メートル、避難者は11世帯26名にも及びました。幸いにも人命が失われることはありませんでした。この大火の被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、出火から鎮火までの長時間にわたる消火活動等にあたられた消防署員、消防団員をはじめ、関係各位に心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症まん延防止に対する対策や、安全かつスムーズなワクチン接種に向け、真摯にご対応いただいているところについても、改めて感謝申し上げます。

今までの繰り返しとなりますが、非常時の備えは平時にしかできません。先日の火災や、近年起こるであろうといわれている首都直下型や東南海トラフ地震、超大型台風や線状降水帯による集中豪雨といった、いつ起こるか分からない自然災害等についても備えていかなければなりません。まさに自助、共助の底上げです。その土台となるのが地域共生社会の実現であり、それに向けての取組の実践を急がなければならないと考えています。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

質問事項1、地域共生社会。共生社会に向けての具体策について、お伺いいたします。

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が掲げられました。平成29年2月7日、厚生労働省は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の決定に基づいて、その具体化に向けた改革を進めています。

そこで、本市における地域共生社会の実現に向けた具体的取組について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域共生社会の定義につきましては、厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部におきまして、「制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定められております。

本市においても地域共生社会の推進のため、八街市協働のまちづくり条例に基づきまして、市民一人ひとりの街づくりへの参画の推進をはじめ、市民活動団体、事業者、行政の連携を促進するなど、多様な主体のそれぞれの特徴や長所を活かした街づくりの推進を図っているところでございます。

○小澤孝延君

地域共生社会の実現には、高齢、障がい、子どもなど、制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すこととなります。

地域福祉計画は、これらを含めて策定していかなければならないと考えております。そこで、2024年までに策定するとなっている地域福祉計画の現在の進捗状況について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における地域福祉計画の策定につきましては、高齢者、障がい者、子育て分野の個別計画における計画期間との整合性を考慮し、令和6年度を始期とした5か年計画で策定したいと考えております。

今後の策定作業の進め方につきましては、今年度に計画策定に関する基本方針を検討し、令和4年度から作業に着手したいと考えております。また、策定にあたっては市民アンケート調査や地区別懇談会を実施するなど、市民ニーズを十分に反映するための作業工程を踏まえつつ、庁内の関係各課で組織する策定本部等を設置した上で、本市の地域福祉における目指すべき方向性、施策内容について検討し、2年間をかけまして、計画の策定を進めてまいります。

○小澤孝延君

今、市民からの意見をということで、多数聞く機会を設けられるということです。また複数の計画の上位計画となりますので、ぜひ八街ならではの計画になるよう、取組を進めていただければと思います。

続きまして、3番目、社会経済が不安定になった際、真っ先に雇用調整等の対象となってきたのは障がいがある方や高齢者、外国人等といった要配慮者です。現在のコロナ禍において、特に障がいがある方の雇い止めや解雇等により、就労継続や生活困窮等に関する相談ですとか支援等の直近1年間の状況について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

障がいのある方からの就労等に関する様々な相談や、関係機関による生活困窮者支援会議におきましても、雇い止めや解雇についての相談は今のところございません。

○小澤孝延君

ありがとうございます。幸いにも今のところ、ご相談はないということではありますが、新型コロナウイルス感染症まん延に伴う雇用調整助成金等々の特例措置も6月30日までということになっています。中小企業等を支える財政的支援の体制等も注視しながら、ときにはアウトリーチ型の支援も含めて検討するなど、丁寧な対応をぜひお願いしたいところです。

続きまして、4番目、令和3年3月1日に障害者雇用促進法による法定雇用率が引き上げられました。民間企業は2.2パーセントから2.3パーセントへ。国、地方公共団体は2.5パーセントから2.6パーセントとされました。

当市の昨年度の高齢者・障害者雇用状況報告書、通称ロクイチ報告による法定雇用率の達成状況と、雇用している障がいがある職員等への配慮や工夫について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

昨年度の本市における障がいのある職員の雇用率は2.84パーセントと、法定雇用率を上回っており、今年度におきましても同様に上回る見込みでございます。

また、障がいのある職員が相談しやすい体制整備を図るため、千葉県労働局が開催します障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した相談員を配置するとともに、所属長による人事評価面談、人事担当者による声かけ等を通じまして状況把握や体調配慮を行うなど、八街市障がい者活躍推進計画に掲げた障がい者の活躍推進に向けた取組を推進し、誰もが働きやすい職場づくりを進めているところでございます。

○小澤孝延君

ありがとうございます。昨年度の法定雇用率は2.84パーセントと、達成して、本年度についても達成の見込みであるということで、真摯な取組について、感謝いたします。

八街市の職員採用方針等には、障がいがある方の定期的な雇用などについての定めはあるのでしょうか。

○総務部長（會嶋禎人君）

八街市障がい者活躍推進計画というものを令和2年4月に定めておりまして、その中で障がい者の方々に対する採用ですとか、あるいは職場での相談ですとか、そういったことを定めてございますが、パーセントでこれだけやるとかという数字目標的なものは定めておりません。

○小澤孝延君

まさに目的と手段ですから、法定雇用率を達成していればいいということでもないんでしょうから、ぜひその辺りについてはご理解の上、進めていただければと思います。

続いて、5番目の質問に入りますが、地域丸ごとのつながりの強化にもある、高齢者や障がい者、生活困窮者の就労や社会参加を進めていかなければなりません。

チャレンジドオフィスという取組はご存じでしょうか。就労課題があって、すぐには民間企業等で就職が難しい方を対象として、訓練ではなく、職場という環境で、一定期間の中で課題を改善して就職することを目的に、平成18年、千葉県庁で始まったチャレンジドオフィスの取組が、近隣市町、佐倉市や成田市、白井市等においても展開されています。

そこで、誰一人として取り残さない地域社会の実現を目指す本市においても、チャレンジドオフィスへの取組を進めるべきと考えますが、ご意見をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の障がいのある方への就労の取組は、一般就労への支援を行う就労移行支援事業、就労定着支援事業、福祉的就労を行う就労継続支援事業等を推進するなど、身近な地域で就職面と生活面の一体的な支援ができるよう努めております。

チャレンジドオフィスにつきましては、障がいのある方が民間への就労を目指すほか、市役所業務を通じましてビジネスマナーやスキルを身に付ける訓練、及び市職員の障がいのある方への理解促進も図られる事業でございますので、今後、県及び事業を実施している自治体の取組状況を調査、研究してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ぜひ取り組まれることを切に望みます。

6番目です。地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がいがある方や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるように、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な支援体制を構築、切れ目のない支援の実現を目指すこととなります。

制度や分野といった縦割りだけではない、多世代間や多文化共生への取組が必要となりますが、この辺りの本市のお考えについて、改めてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人口減少、生活様式の変化、価値観の多様化、単身世帯や核家族化の進行などにより、地域のつながりが希薄化している中、これからの街づくりには地域や行政のみではなく、世代や

国籍などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要になるものと考えております。

このようなことから、八街市総合計画2015後期基本計画では、地域共生社会の実現に向けまして、生きがいに満ちた高齢者福祉の充実や、ぬくもりのある障がい福祉の充実を掲げるほか、4月にオープンしました児童館を中核として、近接する老人福祉センターや八街中央公園などの特性を活かした多世代交流の推進や、国際交流団体と連携し、国際交流・多文化共生社会の推進を図ることとしております。

これらの施策の推進にあたりましては、地域住民との協働が不可欠となりますが、地域の中で活躍する自治会、ボランティア、NPO、関係機関、福祉や介護サービス事業所なども重要な役割を担っておりますので、これら関係団体と密に連携を取りながら、世代や国籍等を越えた地域共生社会の実現に向けまして、努力してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

その辺りを含めて、次の質問です。外国人への対応についてに入らせていただければと思います。

①我が国における少子化や高齢化によって、生産年齢人口の減少や介護人材等の不足、担い手に外国人財への期待が高まってきています。空の玄関口である成田空港がある成田市をはじめ、近隣市において、外国人の人口が増加の一途をたどっています。

そこで、八街市に在住する外国人の近年の推移と現状について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市に在住する外国人は、令和2年度末で2千581人でございます。平成28年度末が1千876人でしたので、5年間で705人増、率にして38パーセント増加しております。なお、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、令和元年度末の人口2千605人と比較すると、24人の減となりました。

国籍別に見ますと、多い順に、スリランカ、ベトナム、中国、フィリピンとなっております。この4か国で外国人の65パーセントを占めております。5年前と比較しますと、スリランカとベトナムは約4倍の増加となっております。

また、在留資格別で見ますと、永住者や特別永住者が32パーセント、家族滞在や日本人の配偶者などが20パーセント、技能実習生が18パーセント、その他が30パーセントとなっております。

技能実習生は年々増加しておりまして、令和元年度末は27パーセントでしたが、コロナ禍による入国制限などにより、現在は18パーセントまで減少しています。市内には技能実習生を一時的に受入れる施設があることから、感染症収束後は以前のように増加していくものと思われま

○小澤孝延君

ありがとうございます。

そうすると、現在は2千581人前後ということですが、市内に在住する外国人の国籍等は今の答弁の中に含まれていましたが、年齢構成とか家族構成、またそれぞれの国のコミュニティーなどの状況等で把握している状況があれば、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

令和3年4月末における外国人の方については2千556人ということで、地区別に見てみますと、多い順に申し上げますと、住野地区で266人、文違地区で212人、榎戸地区で171人というふうになっております。

年齢別に見た場合で行きますと、0歳から19歳で234人、20歳から39歳で1千242人、40歳から59歳で863人、60歳以上で217人というのが年齢別の構成でございます。

家族構成でございますけれども、単身世帯が1千290世帯、2人以上の世帯が780世帯という状況でございます。また、世帯構成とは比例いたしません、在留資格が家族滞在あるいは日本人の配偶者といったような方が355人ということで、中国、スリランカ、フィリピンの方がその2分の1を占めているという状況でございます。

こういった数値的な把握の方はある程度できているところでございますけれども、ご質問のございました地区ごと、あるいは国籍ごとのコミュニティーの状況というところまでについては、状況の方は把握できておりません。

○小澤孝延君

ありがとうございます。大きな災害等が起こると、今回のコロナ禍もそうですけど、届けたい情報をどこに届けたらいいかわからないという状況も多々見受けられますので、なかなか現状として難しい状況があるのは分かりましたので、今後の課題として取り組んでいただければと思っています。

2番目として、外国人の方が市民サービス提供の最前線である各課の窓口を訪れるかと思えます。各課において、外国人対応の現状であるとか課題等々があれば、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

窓口での外国人への支援として、多言語対応の小型翻訳機を第1庁舎1階フロア、総合保健福祉センター1階フロア、教育委員会などに、5台の配備を行っております。そのほか、外国語を話せる職員での対応や、八街市社会福祉協議会に依頼してボランティアの方々にご協力いただくなど、各課が状況に応じまして対応しているところでございます。

課題といたしましては、今後、外国人の増加が予想されますことから、窓口対応の強化を図るとともに、パンフレットなどの多言語化への対応が必要であると考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。既に窓口等で小型の翻訳機を準備して下さっているということで、ぜひ翻訳機があるよという情報を外国人に届けていただくと、相談に来やすいの

かなと思いますので、改めて情報発信について、ご検討いただければと思います。

八街市のホームページにおいても、広報やちまたをはじめとして、多言語対応の翻訳アプリ等を活用して、外国人に対して情報提供とか、市民サービスの提供を行っていますけれども、単語をそのまま翻訳するとなると、文脈等がうまく伝わらないということも想定されます。

そこで、それぞれの言語での翻訳に、外国人の協力を得て、チェックするような体制があれば、より分かりやすくなるのではないかなと思われませんが、その体制を整えていくということについて、ご意見があればお伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

八街市のホームページですが、現在はグーグルの翻訳エンジンを使っておりまして、一応109か国ということになっております。ただ情報量が多く、という言い訳になってしまうんですが、情報のチェックはできていない状況でございます。

また、広報やちまたや議会だよりなどでも使っております多言語アプリなども、10か国語に対応しているんですが、こちらも同様にチェックしておりません。外国の方へ正確な情報を伝えるということは当然必要なこととなりますので、せんだって国際交流関係の組織も立ち上がってきているところですから、その方々に協力いただきながら、体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。先ほど総務部長の答弁の中にも市民目線という言葉が出ておりましたので、ぜひ外国人市民の目線で対応いただければと思います。

続いて、3番目、幼小中の教育現場においても、外国人のお子さんや家族等の対応があらうかと思えます。その対応の状況や課題について、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

八街市には現在、日本語を苦手とする外国籍の幼児7名、児童・生徒25名が在籍しております。日本語を苦手とする幼児とコミュニケーションを取るときは、絵や写真、ジェスチャーを使うなどの配慮をしております。特に日本語指導を必要とする児童が多い実住小学校、八街東小学校には日本語指導教室を設置し、日本語指導教員を配置しており、その2校を拠点として他校からの通級希望者を受け入れ、日本語指導をしています。

文化の違いなどにより、日本の学校生活への適応に支援が必要なことも課題の1つです。現在、教育委員会では、この課題に関して千葉大学と共同研究を進め、幼児・児童・生徒及び保護者並びに学校への支援の方法を探っております。

また、幼児・児童・生徒は比較的早く日本語を習得できますが、日本語の苦手な保護者と意思疎通を図る際には困難が生じることが多々あります。特に、保護者向けの文書には、日常会話で使わない表現や漢字が多く、保護者への周知が難しいことが課題となっております。各学校では、日本語の苦手な保護者への説明は簡単な日本語や英語で行ったり、場合によっては携帯電話やパソコンの翻訳アプリを活用するなどの配慮をしています。このほか、多言

語が堪能なボランティアに保護者向けの通訳や、幼児・児童・生徒への日本語指導を依頼するなど、地域人材を活用した配慮もしております。

今後も、市内の幼稚園、小・中学校や関係機関と連携しながら、外国人の幼児・児童・生徒の支援を引き続き行い、子どもたちの学びの機会が保障されるように努めてまいります。

○小澤孝延君

ありがとうございます。新聞報道ですとか様々なニュースを見ている中で、教育長がおっしゃった、日本語があまり得意でない児童・生徒等が普通学級ではついていけなくて、特別支援学級に行かされちゃっているみたいなお話もちょっと耳にしたりします。しかしながら、当市としてはそういうことはなく、一人ひとり丁寧に対応されているということをお伺いしまして、非常に安心したところでございます。

外国人が増えてくると無国籍の問題がだんだん出てきます。特に未成年で国籍のない子が社会問題となってきていますが、当市における国籍のない子の現状と、その対応について、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

外国人の方、無国籍者というご質問だと思いますが、法務省の方で公表しております在留外国人統計によりますと、日本で暮らす無国籍者数につきましては2020年6月時点の総数で666人、このうち千葉県では45人というふうに発表されております。

外国人労働者あるいは留学生の増加に伴いまして、日本で出産された子どもの国籍取得に必要な手続きがされていないといったようなケースが増えたことによりまして、乳幼児の無国籍者については今かなり急増している状況だということでございます。

無国籍ということになりますと、パスポートが取得できないほか、結婚する際に出身国が発行する証明書が取得できず、婚姻届が受理されないことが多いといったような、生活上の様々な問題が発生してまいります。幸い、本市に住民登録されている外国人の方で無国籍の方はおりませんが、万が一、相談があった場合につきましては、状況をよく確認させていただきまして、法務局あるいは大使館等、関連する機関につなげるなどの対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○小澤孝延君

なかなかご自身から相談に来られたりとか、目に見える形で出てくることは少ない事案でしょうから、今後、様々な外国人の実態であるとか、コミュニティとつながっていく中で少しずつ見えてくるのかなと思っています。しかしながら、こういった状況があるということ、まず前提として捉えなければ、突然来たときにどうしようということになってしまいますので、ぜひ備えを今からしていただければと思います。

続いて、4番目、令和元年の台風15号や豪雨被害等の大規模災害、また新型コロナウイルス感染症等による緊急事態、こういったことが発生すると、災害弱者、要配慮者は情報難民となったり、必要な支援が行き届かない等が課題となっております。

そこで、今後の外国人住民に対する情報発信や伝達手段、避難所等における具体的な対策と

対応について、どのようなことがあるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、平時における外国人への防災の啓発や情報に関しましてはホームページに掲載しており、現在、ホームページはグーグルの翻訳機能により多言語に翻訳することができます。また、防災に関する多言語対応のリーフレットを窓口にて配布しているところでございます。

今後は、避難所への翻訳機の配備や、防災情報の多言語による表示など、災害時等における外国人に向けた情報発信の手段につきまして、しっかりと調査、研究してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

先ほど八街市国際交流協会のお話が出ましたが、多文化共生社会の実現を目的に、八街市国際交流協会が今年4月に設立されました。ここで北村市長も、協会と連携しながら、地域における幅広い市民参加の下、さらなる国際交流活動、国際化の推進に期待したいと述べられております。

8月頃から具体的に活動し始めるということですが、今年度計画している活動や具体的な連携について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

近年における市民活動等といたしましては、八街市民と世界各国の人々との交流が円滑に進められるよう、国際的な相互理解と友好親善を目的とします国際交流協会設立の準備が進められまして、昨年度は中央公民館におきまして、国際交流協会設立に向けた国際理解講座を、市民の方々と協力、連携し、開催したところでございます。

そして、本年3月27日の八街市国際交流協会設立総会を経まして、八街市国際交流協会が設立されました。八街市国際交流協会におきましては、語学教室などの研修事業、外国人相談窓口の開設など、各種事業が予定されておりますが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮しながら、事業実施を調整していると伺っております。

八街市国際交流協会は民間の団体であり、役員等は全てボランティアとして運営しておりますので、予算面も人員も不足していることから、事業の立ち上げにあたりまして、市として人的な支援を行うこととし、暫定的に事務局を企画政策課内に設置しているところでございます。

国際交流・多文化共生の推進は、外国籍の市民が増加傾向となっている本市にとりまして重要な施策でございますので、今年度から開催予定の日本語教室や外国語教室、国際理解講座、また外国人相談窓口などにつきまして、本市と八街市国際交流協会との間で連携や協力体制等の協議を行っているところでございます。

○小澤孝延君

ぜひ、この活動に期待したいところであります。

先日、スリランカの方とお話する機会がありました。今まで日本語教室に通っていらっしやいましたが、佐倉まで通っていたということでした。このたび八街市に国際交流協会が設立されたということで、非常に日本語学校を楽しみにされているというお話も伺っておりますので、ぜひ活動が充実されることを期待したいと思います。

先ほど、外国人技能実習生のお話が出てきましたが、今はコロナ禍で少し受入れといいますが、入ってくる人数が減っているということですが、近年、外国人技能実習生に対する賃金ですとか労働時間等の待遇が問題となってきました。

市内においても外国人の団体を時折見かけることがありますが、当市の外国人技能実習生受入れ等の実態について、把握しているところがあれば、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

技能実習制度でございますが、具体的に、地方公共団体におきましては指導監督の権限はございませんので、個別の状況は把握しておりません。地域住民として生活なさっていらっしやいますので、法務省ですとか、あるいは出入国管理局ですとか、そういった機関と必要に応じて連携を図っていただければと考えております。

○小澤孝延君

2か月ごとに外国人の方が団体で歩かれている風景は、知らない市民にとっては、ちょっと異様な印象も受けかねませんので、そういった外国人技能実習生を受け入れている施設が八街にあるよということを、市が公表するかどうかはまた別として、実情について、外国人が八街市にはこれぐらい住んでいますよとか、そういった情報はぜひ積極的に発信していただければと思います。

6番目に、先ほど外国人の人口が出てきました。私が調べたところによると、令和2年12月末日で約2千800人の方が在住されている。先ほどの答弁で、令和3年3月末日で2千556人とのことで、この減少はコロナ禍により外国人技能実習生の受入れが一時的にストップしていることが要因と考えられます。多少、数字は前後しますが、これは市内小学校の全児童数の数とほぼ同数となっています。

様々な外国籍の人が日本人同様に、正しい情報や公平な市民サービスを受けられるようにするためのワンストップ窓口の設置が喫緊の課題と感じています。

成田市では令和2年10月から外国人総合相談窓口を設置し、市民生活の中で必要な相談を英語、中国語をはじめ、13か国語での対応を始めています。また、佐倉市の広報課では、外国人の方に向けての情報発信を積極的に行っています。近隣市町でも次々と専用窓口が開設されています。

当市における外国人対応等のワンストップ窓口の設置についての考えと今後の対応について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における外国人居住者の増加に伴い、外国人に対する相談窓口の必要性につきましては

十分認識しているところでございます。このようなことから、現在、八街市国際交流協会と協議を行っておりまして、八街市国際交流協会を主体とする外国人相談窓口の開設に向けた準備を行っているところでございます。予定している外国人相談窓口は、日常生活に関する相談、情報提供、案内等を行うこととし、相談の流れは、相談者が市役所企画政策課におきまして相談予約をし、八街市国際交流協会が指名する相談員との日程調整等を行った上で、相談員から直接、相談者に連絡する方法を検討しております。

全ての手続や相談を1か所に集約する部署を設置することは、人員面や予算面から難しい状況ではございますが、八街市国際交流協会と連携、協力を図りながら、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対応な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生活する、多文化共生の街づくりへの取組を推進してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。1歩でも2歩でも、今進んだ気がしますので、ぜひ充実していただければと思います。

先ほど来からありますが、外国人対応における壁は、唯一と言っても過言ではありませんが、やはり言葉、言語だと思っております。相談窓口をはじめとして、各課に外国人対応で小さな翻訳機械を置いていらっしゃるということではありますが、日々、そういった翻訳ができるアプリですとかツールについては、新しいもの、便利なものが出てきております。現在では大手のコミュニケーション会社が出しているタブレットでの通訳アプリであるとか、またはスマートフォンを持たれている方が多くいらっしゃいますので、AIとかIoTを最大限活用して、今後、避難所等でもうまくコミュニケーションが図れるように、ちょっと台数ですとか設置する場面ですとか、ぜひ検討いただいて、さらにさらに有効活用してはいかがかと思っているんですが、八街市のその点の考えについてはいかがか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

今ご質問の中にございましたタブレット端末ですとか、あるいは今いろいろなAIですとか、あると思うんですが、その辺りの活用というのは非常にこれから求められるところだと思います。物自体を扱うですとか、そこの知識を職員が能力として向上させていかなければ、箱だけあったらそれで済むという問題ではございませんので、そういった点も併せて検討してまいりたいと考えております。

○小澤孝延君

先ほど、市役所の中の相談窓口ということで前向きに検討し取り組まれるということでありましたが、企画政策課が専用窓口となっておりますが、外国の方が相談のあるときに企画政策課に真っすぐ来られるか、ちょっと疑問があります。設置の分かりやすい見える化もそうなんですけど、地域の中においても、多様な市民とのつながりが当然必要になってきます。ささいなことでも相談できる駆け込み寺のような、地域内拠点の整備についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○総務部長（會嶋禎人君）

先ほどの市長答弁にもございましたが、八街市国際交流協会と、相談窓口を設置するという協議を進めているところでございます。これで任せてしまう、そういうものではございませんので、やはり八街市として、市の窓口に来る前段で何かしらの準備ができれば、あるいは直接、協会の方々と一緒に、市役所の各担当というか、窓口にいらしていただくとか、その辺の制度的なものもしっかりと固まっておりませんので、何とも具体的な話ができなくて恐縮なんです。少なくとも今回設置されました国際交流協会と協力して、外国人の方々への対応ということで検討していきたいと考えております。

○小澤孝延君

ありがとうございます。

かつては、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域、家庭、職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在していました。しかし、現在では、高齢化や人口減少が進み、地域、家庭、職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、関係性を再構築することにより、人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そしてときに支え合うことで、子どもでも大人でも高齢者でも、障がいがあってもなくても、日本人でも外国人でも、その人らしく充実した生活を送ることが、また送り続けることができるような、持続可能な地域共生社会実現に向けた協働による取組を、ぜひ進めていただきたいということをお願いして、やちまた21、小澤孝延の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（鈴木広美君）

以上で、やちまた21、小澤孝延議員の個人質問を終了します。

お諮りします。

本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

日程2、休会の件を議題といたします。

明日、6月5日から7日までの3日間は議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。明日、6月5日から7日までの3日間は休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月8日は午前10時から本会議を開き、本日に引き続き一般質問を行います。

議員の皆様申し上げます。この後、議会改革特別委員会の小委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(延会 午後 1時58分)

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件